

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	2
1 新規発行債券（4年債）	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務（4年債）	6
3 新規発行債券（10年債）	7
4 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）	11
5 新規発行による手取金の使途	11
第二部 参照情報	12
第1 参照書類	13
第2 参照書類の補完情報	13

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行債券（4年債）

銘 柄	第10回国際協力機構債券	債券の総額	金10,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	10万円	申込期間	平成23年12月5日から 平成23年12月16日まで
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払 込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	未定(年0.20%~年0.60% を仮条件とし、当該仮条件 により需要動向を勘案し たうえで平成23年12月2 日に決定する予定。)	払込期日	平成23年12月20日
利 払 日	毎年6月20日 及び12月20日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	平成27年12月18日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募 集 の 方 法	一 般 募 集		
利 息 支 払 の 方 法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成24年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>2. 償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成27年12月18日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担 保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構はR&IからAAAの信用格付を平成23年12月2日付で取得する予定である。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本債券について、当機構はS&PからAA-の信用格付を平成23年12月2日付で取得する予定である。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本債券の申込期間中に本債券に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

- (1) JICA 法第 32 条第 8 項に基づく本債券の募集の受託会社は、株式会社三井住友銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成 23 年 12 月 2 日締結予定の第 10 回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5 営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 本債券の償還期日前に当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。
- (4) 当機構に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、当機構に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。

5. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

- (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。

- ① 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ② 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ③ 当該請求を行う者が、過去 2 年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

8. 発行要項の変更

- (1) 当機構は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、

	<p>発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券に関する社債等振替法第86条に定める書面を添えて、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めと違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>10. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>11. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務（4年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>12. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
--	---

2. 債券の引受け及び債券に関する事務（4年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	百万円 6,500	1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金35銭とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	3,000	
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	500	
	計	—	10,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

3. 新規発行債券（10年債）

銘柄	第11回国際協力機構債券	債券の総額	金10,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	10万円	申込期間	平成23年12月5日から 平成23年12月16日まで
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	未定(年0.70%~年1.50% を仮条件とし、当該仮条件 により需要動向を勘案し たうえで平成23年12月2 日に決定する予定。)	払込期日	平成23年12月20日
利払日	毎年6月20日 及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成33年12月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成24年6月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半か半分を支払う。 2. 償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。 		
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成33年12月20日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構はR&IからAAAの信用格付を平成23年12月2日付で取得する予定である。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本債券について、当機構はS&PからAA-の信用格付を平成23年12月2日付で取得する予定である。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本債券の申込期間中に本債券に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

- (1) JICA 法第 32 条第 8 項に基づく本債券の募集の受託会社は、株式会社三井住友銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成 23 年 12 月 2 日締結予定の第 11 回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5 営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 本債券の償還期日前に当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。
- (4) 当機構に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、当機構に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。

5. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

- (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。

- ① 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ② 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ③ 当該請求を行う者が、過去 2 年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

8. 発行要項の変更

- (1) 当機構は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、

	<p>発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(3) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券に関する社債等振替法第86条に定める書面を添えて、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定めと違反するとき。</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき。</p> <p>④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。</p> <p>(9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社が当たるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>10. 元利金の支払</p> <p>本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>11. 募入方法</p> <p>応募超過の場合は、本募集要項「4. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>12. 発行代理人及び支払代理人</p> <p>別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。</p>
--	---

4. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件 1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金45銭とする。
	大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,500 百万円	
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	3,000	
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	500	
	計	—	10,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

5. 新規発行による手取金の使途

（1）新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000 百万円	●百万円	●百万円

（注）上記金額は、第10回国際協力機構債券及び第11回国際協力機構債券の合計金額です。

（2）手取金の使途

上記差引手取概算額●百万円は、平成23年度中に、全額をJICA法第13条第1項第2号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

第二部 参 照 情 報

第1 参照書類

当機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

以下に掲げる書類については、当機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/investor/bond/index.html>) に掲載されています。

「債券内容説明書 発行者情報の部（平成23年8月1日現在）」

第2 参照書類の補完情報

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての債券内容説明書 発行者情報の部（平成23年8月1日現在）（以下「発行者情報説明書」という。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、本債券内容説明書 証券情報の部作成日（平成23年11月16日）までの間において生じた変更及び追加すべき事項を含め、その全体を一括して記載したものであります。

1 対処すべき課題

(1) 当機構のビジョン・使命・戦略・活動指針

平成20年10月の再編後、当機構では、それまで別々の機関が実施していた技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に担うことになり、開発途上国の人々のニーズにより応じた質の高い国際協力を実現することが求められています。

当機構は、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development) というビジョンを掲げ取り組みます。そしてこのビジョンの実現に向けて、4つの戦略によって、4つの使命を果たしていきます。また、それらを遂行する上での活動指針を定めました。

■ビジョン：すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発

■4つの使命

使命1：グローバル化に伴う課題への対応

グローバル化の進展は、経済発展を促し、人々に新たな機会をもたらすというプラスの側面がある一方、富の偏在化や国境を越えた気候変動、感染症、テロ、経済危機の拡大といったマイナスの側面があります。それらは、世界の資源に依存する日本を含む国際社会の安定と繁栄を脅かし、開発途上国ではより深刻な脅威となっています。当機構は、グローバル化に伴って途上国が直面する多様な課題の解決に、日本の経験や技術も活用しながら、国際社会と連携して総合的に取り組みます。

使命2：公正な成長と貧困削減

開発途上国の貧困層は、経済危機や紛争、災害などの影響に脆弱で、貧困が悪化するリスクにさらされています。また、貧富の格差の拡大は、社会の不安定要因になっています。人々が貧困から抜け出し、健康で文化的な生活を営めるようになることは途上国の発展のみならず、国際社会の安定にも不可欠です。貧困削減のためには、貧困層に配慮した公正な成長を通じた雇用機会の拡大や教育・保健などの公共サービスの強化が必要です。当機構は、途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備を支援し、公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減を図ります。

使命3：ガバナンスの改善

国家のガバナンスとは、その資源を効率的かつ国民の意思を反映できる形で、投入・配分・管理できるような社会のあり方を意味し、その改善は途上国の安定的な発展に重要です。しかし途上国では法・司法制度や行政機構が脆弱（ぜいじゃく）なため、限定的な住民参加や不十分な行政サービスの提供などの問題を抱えています。当機構は、国としての基本的な制度の改善と、人々のニーズに基づ

いて公共サービスを効果的に提供する制度の改善、それらの制度を適切に運用するための組織づくり・人材育成を支援します。

使命4：人間の安全保障の実現

グローバル化の進展によって、国境を越えたさまざまな脅威が増大し、途上国の多くの人が内戦、災害、貧困といった人道上の脅威にさらされています。「人間の安全保障」とは、ひとり一人の人間を中心に据えて、紛争、テロ、災害、環境破壊、感染症などの「恐怖」や、貧困、社会サービス・基礎インフラの欠如といった「欠乏」の脅威から保護し、自ら対処する能力を強化することで、尊厳ある生命を全うできる社会づくりを目指す考え方です。当機構は、社会的に弱い立場にある人々をさまざまな脅威から保護するために、社会・組織の能力強化と、人々自身の脅威に対処する力の向上を支援します。

■4つの戦略

戦略1：包括的な支援

当機構は、技術協力・有償資金協力・無償資金協力という3つの援助手法を一体的に運用して、途上国の政策・制度の改善、人材育成と能力開発、インフラ整備を、有機的に組み合わせた総合的な支援を行います。また、複数の国にまたがる地域横断的な課題や、複数の分野にまたがる課題に、多様な援助手法と拡大した事業規模を生かして取り組みます。こうした包括的な支援を通じて、質と規模の両面で、より開発効果の高い国際協力を追求します。

戦略2：連続的な支援

当機構は、多様な援助手法を組み合わせ、武力紛争や災害の予防から、発生後の緊急支援、早期の復興に向けた支援、そして中長期的な開発支援まで、継ぎ目のない連続的な支援を展開します。

また、開発途上国には、貧困層が多数を占める最貧国から、成長の軌道に乗りつつも格差拡大に悩む中進国まで、発展段階の異なる国があります。当機構は各国の発展段階に合わせた適切な支援を行うとともに、将来にわたって持続的に発展していけるよう長期的な視点で連続した支援を展開します。

戦略3：開発パートナーシップの推進

当機構は開発途上国の最良のパートナーとなることを目指し、「現場」を重視して変化するニーズを的確に把握し、「成果」を重視して迅速かつ効果的に相手国の自助努力を後押しします。また、地方自治体、大学、NGO、民間企業などとの連携や、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアなどへの参加を促進します。さらに、国際協力のプレーヤーが増加し、途上国への支援が多様化している国際社会において、長年にわたる経験を持つ世界最大規模の援助機関としての責任を果たすべく、国際機関やほかの援助機関との連携を推進し、開発協力の枠組みづくりを主導します。

戦略4：研究機能と対外発信の強化

開発途上国の開発課題をめぐる国際潮流は、グローバル化の進展や国際協力の新たなアクターの台頭などの状況の中で、大きく変化しています。当機構は「JICA 研究所」を設立し、事業の現場で得てきた知見を生かしつつ、内外の学識者との幅広い連携を図り、日本のみならず世界の国際協力に新しい知的価値を提供し、新たな開発潮流を主導すべく、研究機能と発信力を強化します。また、地域担当部や課題担当部でも援助実務を踏まえた調査・研究を積極的に展開します。

■活動指針

1) 統合効果の発揮

多様な援助手法を有機的に組み合わせることにより、「援助の迅速な実施 (Speed-up)」「援助効果の拡大 (Scale-up)」「援助の普及・展開 (Spread-out)」という統合効果を発揮します。

2) 現場主義を通じて複雑・困難な課題に機動的に対応

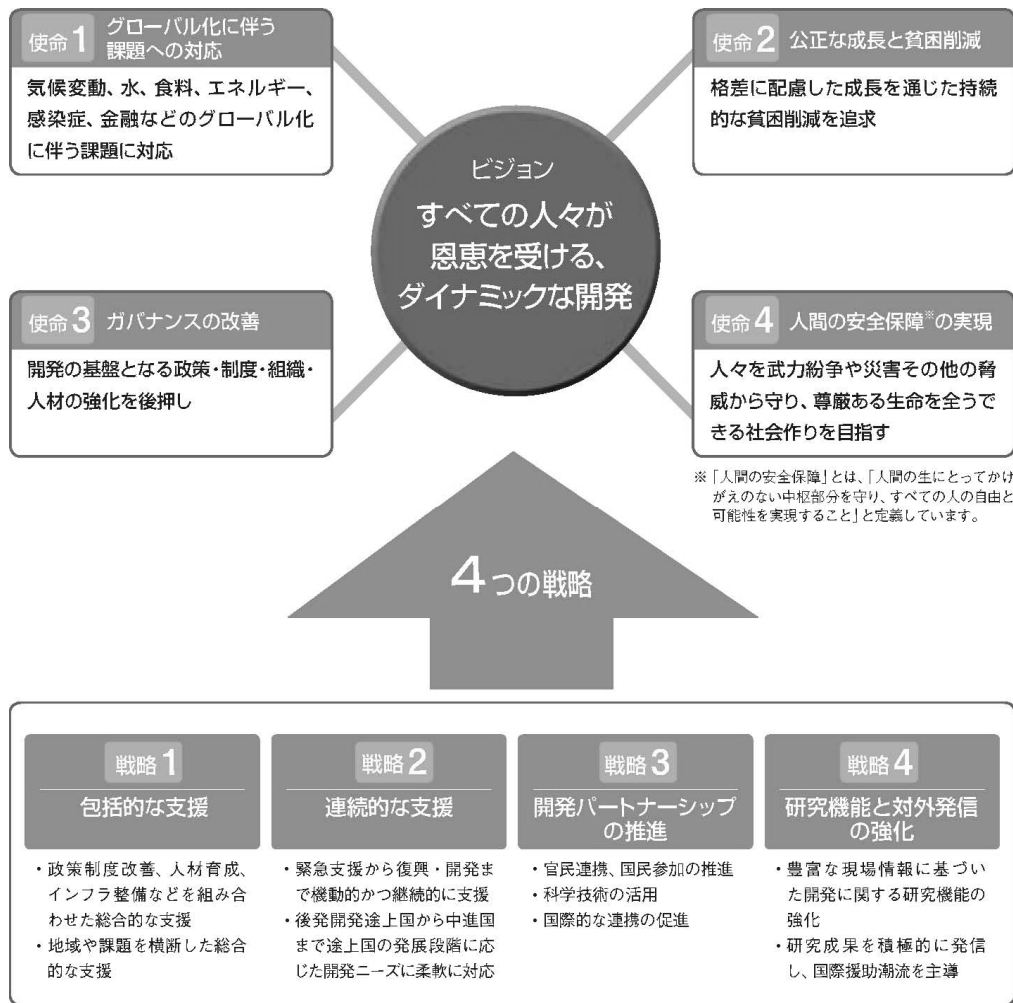
開発途上国の人々の目線でニーズを的確に把握し、現場中心の事業展開を図ることによって、複雑・困難な開発課題に機動的に対応します。

3) 専門性の涵養と発揮

国際協力の専門集団として、現場から得られた経験や知見を生かした専門性と発信力を発揮して、多様な開発課題に迅速かつ的確に対応します。

4) 効率的かつ透明性の高い業務運営

効率的で透明性の高い業務の運営と評価を通じて、不断の自己革新と合理化に取り組み、説明責任を果たします。



(2) ODA に関する政策目標・国際公約の遂行

当機構では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助手法を一元的に担う総合的な政府開発援助（ODA）の実施機関として、官邸に設置されている海外経済協力会議及び外務省を中心として企画・立案される ODA を機動的かつ迅速に実施するよう努め、日本政府が掲げている ODA に関する国際公約の達成に向けて取り組んでいきます。

【参考】日本の ODA に関する主な国際公約（2008 年 4 月以降）

表明年月	国際公約	支援表明額	対象年
2008 年 5 月	【第 4 回アフリカ開発会議(TICAD IV)】 アフリカ向け ODA を 5 年で倍増させ(ネット)、円借款を 5 年間累計で 40 億ドルをコミット	40 億ドル (円借款のみ)	2008 ~ 2012
2009 年 4 月	【G20 ロンドン・サミット】 アジア諸国の金融危機対策として、ODA 最大 2 兆円(200 億ドル)の供与を約束(緊急財政支援円借款 3,000 億円(約 30 億ドル)等を含む)	最大 2 兆円規模	2009 ~ 2011
2009 年 4 月	【パキスタン支援(パキスタン支援国会合(東京))】 パキスタンの IMF プログラムの着実な実施を前提に今後 2 年間で最大 10 億ドルの支援	10 億ドル	2009 ~ 2011
2009 年 7 月	【G8 ラクイラ・サミット】 27カ国及び国際機関で、3年間で 220億ドルの資金動員のコミットに同意。その中で我が国は、2010-2012 年の 3 年間で、インフラを含む農業関連分野において少なくとも 30 億ドルの支援を行う用意があることを表明。	少なくとも 30 億ドル	2010 ~ 2012
2009 年 11 月	【アフガニスタン支援】 早急に必要とされる約 800 億円の支援を行うと共に、これまでに約束した総額約 20 億ドル程度の支援に替えて、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、2009 年から概ね 5 年間で、最大約 50 億ドル程度までの規模の支援(アフガニスタンの治安能力の向上、再統合・和解への支援、持続的・自立的発展のための民生支援)	最大約 50 億ドル	2009 ~ 2014
2009 年 11 月	【日本・メコン地域諸国首脳会談】 メコン地域諸国(カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス)全体に対して今後 3 年間で合計 5,000 億円以上の ODA による支援を実施 ・ハード及びソフトの両面での総合的なインフラ整備、官民の協力・連携強化 ・環境・気候変動、脆弱性克服といった分野での協力の促進 ・域内格差の是正	5,000 億円	2009 ~ 2012
2009 年 12 月	【気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)】 温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、2012 年末までの約 3 年間で 1 兆 7,500 億円(概ね 150 億ドル)、そのうち公的資金は 1 兆 3,000 億円(概ね 110 億ドル)の支援を実施していくことを決定(途上国支援に関する「鳩山イニシアチブ」)	ODA 含め 1 兆 3,000 億円	2009 ~ 2012
2010 年 9 月	【ミレニアム開発目標(MDGs)国連首脳会合】 菅総理大臣より、保健分野・教育分野の MDGs の達成に貢献すべく、保健分野では特に母子保健、三大感染症、新型インフルエンザを始めとする国際的脅威への対応、これらを三つの柱として集中的に支援し、教育分野では疎外された子どもや紛争国を含む世界中の子供たちが教育を受けられるよう支援していくことを表明。	85 億ドル (保健 50 億ドル 教育 35 億ドル)	2011 ~ 2015
2010 年 10 月	【生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)】 菅総理大臣より、生物多様性について、途上国が国家戦略を策定し、実践していく取組を支援するため「いのちの共生イニシアチブ」を立ち上げ、2010 年から 3 年間で 20 億ドルの支援を行うことを表明。	20 億ドル	2010 ~ 2013
2011 年 9 月	【第 66 回国連総会】 野田総理大臣より、①南スーダンの国づくりと地域の平和定着のための支援、②「アフリカの角」への更なる人道支援、③「アラブの春」が起こっている中東・北アフリカの改革・民主化努力を支援するための総額約 10 億ドルの円借款実施を表明。	10 億ドル	2011 ~

また、平成22年6月18日には、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略、アジア経済戦略、科学・技術・情報通信立国戦略、雇用・人材戦略等「7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果」を含む「新成長戦略」が閣議決定されました。その中にはパッケージ型インフラ海外展開に関し、当機構有償資金協力業務のうち、民間企業向けの投融資業務である「海外投融資」の再開に係る言及も含まれています。

各戦略のうち、特にアジア経済戦略では、①環境分野や製品安全問題等に係る日本の規制・基準・規格を、アジア諸国等とも共同で国際標準化する、②環境技術において日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させ、具体的には、新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や環境共生型都市の開発支援に官民あげて取り組む、③アジアにおけるこれら分野のビジネス拡大につながる途上国産業人材の育成を官民が協力して進めていく、④インフラ・プロジェクトの契約・管理・運営ノウハウの強化に取り組むことが謳われており、これらの取組は、アジアを起点に広く世界に展開していくとされています。アジアを重要な支援対象とし、アジアを起点に広く世界で事業を実施している当機構が、新成長戦略の実現において果たすべき役割は大きいと認識しています。

また、平成22年2月より、岡田外務大臣の指示の下、外務省内に設けられたタスクフォースを中心に、政府開発援助（ODA）のあり方に関する検討が行われ、明確な理念の打ち出し、重点分野の絞り込み、日本の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を結集した開発協力、戦略的・効果的な援助、国民の理解と支持の促進、開発資金の動員、ODA大綱の改定を論点とする最終とりまとめが「開かれた国益の増進—世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる—」として平成22年6月に公表されました。有償資金協力については、「6. 戦略的・効果的な援助の実施」において、「外貨建て借款の検討」「中進国向け円借款の対象分野の拡大」「パッケージ・インフラ支援への取組」「ODA卒業移行国向け円借款の導入」「円借款プロセスの迅速化」を図るとされています。当機構については、「10. 企画立案機能と実施体制（JICA）の強化」において「外務省（政策）とJICA（実施）の役割分担の徹底」、「事業構想力を強化」、「案件形成・実施能力向上のため機動力のある実施体制を整備」、「国民の理解と支持を得られる強靱で開かれたJICAへの刷新」を図るとされています。現在、日本政府とも協力しつつ、これらの課題に対する取り組みを進めております。

(3) 独立行政法人整理合理化計画

平成19年12月24日に、横断的な見直し事項及び当機構を含む個別法人の組織・業務に関する見直し事項をとりまとめた「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。当機構は、第2期中期計画の下で、横断的な見直し事項及び機構にかかる個別の見直し事項について着実に取り組みを行い、その結果について毎事業年度の業務実績において報告してきております。

なお、平成21年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」「3. 関連事項 (1)」では、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。（中略）なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。」とされており、これを受けて、当機構は引き続き同計画で定められた事項を実行しているところです。

【独立行政法人整理合理化計画：国際協力機構にかかる見直し事項】

国際協力機構	事務及び事業の見直し
	<p>【海外移住に対する援助、指導等業務】</p> <p>○海外移住資料館の管理・運営業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成21年度から実施する。</p> <p>【国民等の協力活動の促進及び助長業務】</p> <p>○国際協力人材センターの業務について、平成20年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成21年度から民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等】</p> <p>○東京国際センター八王子別館については、平成19年度中に処分についての結論を出す。</p> <p>○海外の19事務所について、平成20年10月の国際協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。</p> <p>○ポリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成22年3月に相手国側に譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。</p> <p>○広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p>
	効率化・自律化
<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。</p> <p>【自己収入の増加】</p> <p>○他機関が招へいした研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を促進し、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○平成23年度末までに、保養所を売却する。</p> <p>○平成23年度末までに、職員住宅の一部を処分する。</p>	

(4) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役

割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

(5) 環境ガイドライン

当機構においては「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を制定・公表し、事業を通じて相手国政府に対して適切な環境社会配慮の実施を促しています。

当機構は、平成 20 年 10 月 1 日の統合に伴い、旧 JBIC 及び JICA が各々制定していたガイドラインを統合し、平成 22 年 4 月 1 日付で新たに「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（以下「新環境社会配慮ガイドライン」という。）として公布しました。また、異議申立手続要綱についても同時に制定しました。新環境社会配慮ガイドラインは平成 22 年 7 月 1 日より施行され、同日以降に要請を受領した案件に適用されています。

新環境社会配慮ガイドラインにおける主な改善点として、①有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトに共通の手続きを設定、②情報公開の拡充、③住民移転や先住民族をはじめとした環境社会配慮要件の強化、④外部の専門家（環境社会配慮助言委員会）の関与拡大、が挙げられます。これらの改善により、新 JICA の業務に対応した環境社会配慮の実施が可能となると共に、透明性と説明責任をより一層高めています。

2 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成 23 年 11 月 16 日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化等により債権の回収が不可能又は困難になり損失を被るリスクです。融資を中心とする有償資金協力では本質的なものです。有償資金協力が行っている海外経済協力のための金融はその性格上、外国政府・政府機関向けのものが大宗を占めることから、与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスク（外国政府等与信に伴うリスク）の占める割合が大きいことが特徴となっています。

当機構では公的機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソブリンリスクを評価しています。

また、当機構の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものです。この国際収支支援の中で、債務国は IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

(i) 信用格付

当機構では、信用格付を制度化しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。信用格付は当機構のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

当機構では、信用リスクを管理し、償却・引当を適時適切に実施するため、金融検査マニュアルについても参照しつつ、当機構の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう監査法人と協議しながら資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定、及び監査部門による監査という体制をとっています。資産自己査定の結果につい

ては、当機構における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当機構の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

(iii) 信用リスク計量化

当機構では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化にも取り組んでいます。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソブリンリスクを伴った融資が大宗という民間金融機関には例を見ない当機構のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当機構独自の信用リスク計量化パラメータを適用のうえ、信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、有償資金協力においては貸付期間が最長で40年に及ぶという融資の長期性に伴う金利リスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることにより金利リスク吸収力を高めています。さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先にかかる市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価および信用状態の常時把握等により管理し、必要に応じて担保を徴求しています。

なお、有償資金協力においては外貨貸付金残高はなく、為替変動リスクは存在しません。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは当機構の信用力の低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少等、資金繰りが困難となる資金繰りリスク及び市場混乱等により市場において適正な価格での取引が困難となり損失を被る市場流動性リスクです。

(資金繰りリスク)

当機構は預金受入を実施していないこと、資金調達は長期政府借入、債券発行が中心であり償還期日・償還額がほぼ確定していること、融資は長期貸付であり、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から、預金受入や短期貸付の多い民間金融機関と比べ資金収支に関する不確定要素は限定的と考えられます。

(市場流動性リスク)

市場の混乱等により、当機構の資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(2) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当機構においてはオペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正等により発生するものとしています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。また、その他のリスクの顕在化の抑制のために、コンプライアンスの推進に努め、役職員のコンプライアンスへの意識の醸成に努めています。

② 日本政府の政策及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。

また当機構は、独立行政法人通則法、JICA法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

平成22年5月21日、不要財産の国庫返納を義務付ける独立行政法人通則法の一部を改正する法律が国会で可決成立し、同年11月27日から施行されました。また、同年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により、下表のとおり、不要財産の国庫返納を含む措

置について定められています。このため、当機構の財産が、不要財産に該当すると判断された場合には、当該財産の国庫返納が求められます。なお、当機構は、平成23年6月に、不要財産売却に伴う譲渡収入757百万円を国庫納付しています。

平成21年11月、平成22年4月～5月、平成22年11月の3回、行政刷新会議による事業仕分けが行われ、また、平成22年6月、外務省の行政事業レビューが行われ、当機構の予算・事業も対象となりました。事業仕分け及び行政事業レビューでは、当機構が行う事業自体の重要性は認められつつも、経費節減などの効率化が求められました。

平成22年12月7日に閣議決定された上述「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（事業仕分け及び事業レビューの議論を踏まえ、各独立行政法人が講ずべき措置をまとめたもの）において、各法人は「本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要」とされており、当機構では日本政府とも協議しつつ、本基本方針に沿った事務・事業の見直しを行っています（当機構の取り組みについては次頁以降の表の通り）。また、同閣議決定では、「改革の第二段として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする」とされており、当機構も、独立行政法人という制度の変更も含めて、何らかの措置が取られる可能性があります。

また、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震を受けて成立した第一次補正予算にて、有償資金協力勘定への一般会計出資額が225億円、一般勘定への運営費交付金が24億円削減となりましたが、有償資金協力勘定に対する出資金の削減によって、今年度の有償資金協力業務の事業規模が減額されることはなく、また、今次削減が有償資金協力勘定の中長期的な財務健全性に大きな悪影響を及ぼすことは想定されません。また、同年7月25日に成立した第二次補正予算では、有償資金勘定を含むODA予算への影響はありません。ただし、今後追加的な補正予算等で当機構の予算が影響を受ける可能性があります。

各独立行政法人が共通に実施すべきとされた事項に関する見直し状況

(平成23年9月1日現在)	
具体的な見直し状況	
基本方針の記載	
<p>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</p> <p>1. 不要資産の国庫返納</p> <p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○【施設整備資金】平成23年度中に、広尾センターの機能移転、大阪センターの移転等に要する経費のうち資本的支出にかかる必要金額を精査した上で、適正な国庫納付額を算定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。</p> <p>○【勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館】勝浦・石打保養所、箱根研修所、箱根研究所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行った(22年度に実施済)。通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付した(23年6月)。</p> <p>○【広尾センター】24年度以降の国庫納付及び機能移転について決定済(24年9月を目処に移転予定)。詳細方針につき、関係者との調整に着手(22年度に実施済)。移転方針を策定し、設計・工事調達を行う(23年度以降)。</p> <p>○ 個別に措置を講ずべきとされた施設等のほか、現状で不要な資産は保有していないと考えているが、今後とも、不要な資産の有無のチェックを行うっていく。</p>
<p>2. 事務所等の見直し</p> <p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○【ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止】ODA卒業国となったサウジアラビア事務所は23年3月末に閉鎖(22年度に実施済)。現在、それ以外の対象国なし。</p> <p>○ 外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について合意(22年度に実施済)。今後、同一都市に他の法人の事務所が所在している28箇所について、共用化の可能性について個々に情報共有を図り、3省間で会議を開催する等検討を進める。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○【麻布分室の処分】23年度中の施設処分のため、施設の売却入札及び研修機能移転に向けて準備・手続きを進める。</p>

<p>○ 本部署務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせ考えている現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○【国際センター】大阪・兵庫の統合について決定済。詳細方針につき、関係者との調整に着手。北海道2拠点についてはJICAとして地元との調整に着手(22年度に実施済)。大阪・兵庫の統合に向けて設計・工事調達を進める。北海道2拠点についてはJICAとして地元との調整中。東京・横浜についてもあり方について検討を行う(23年度以降)。</p> <p>○【区分所有の保庫宿舎】平成22年度売却予定物件51戸については売却手続き終了した(22年度に実施済)。通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付した(23年6月)。平成23年度売却予定物件38戸については、現在東日本大震災の避難先候補として提供していたが、候補の指定から解除され、現在売却手続き中。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p> <p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となつた契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約等見直し計画の着実な実施を図る観点から、以下の取組を実施済。</p> <p>1. 競争性のない随意契約に係る網羅的 point 点検 平成21年度に競争性のない随意契約となった約1,000件の契約について、契約監視委員会でその妥当性を網羅的に点検。約1割の契約について競争性のある契約への移行が提言された。残りの9割は以下のとおり。</p> <p>(1) 契約取引の対象とすることがさふさわしくないもの(1割) 国際約束等により相手国政府機関と協働で実施することが前提となっている第三国研修等</p> <p>(2) 引き続き競争性のない随意契約とせざるを得ないもの(8割) 事務所の賃貸借契約及び付随する契約、上下水道料金等、安全対策アドバイザー等の特定の情報の提供を求める契約、システム運用・保守・改修等、本邦での技術研修で委託先が特定されるもの、市場の整っていない海外での契約で相手方が限られているもの。</p> <p>2. 競争性の向上 (1) 事務補助、建物管理等業務に係る委託契約は、原則競争入札を導入。 (2) 技術協力に係る研修事業の委託契約に公募(参加意思確認公募)を導入(約120件)。 (3) 在外における物品購入等に、見積競争への移行を推進。(20年度比で約110件の増) (4) コンサルタント等契約(企画競争)については、競争性向上の観点から、以下の制度改善を行った。 ア 登録制度廃止 ・ JICA独自の登録制度を廃止し、国の制度(全庁統一資格)を準用する制度とした。 イ 公告期間の改善(業務実施契約) ・ 公示から開心表明まで7日間から9日間に延長し、プロポーザル作成期間を大型案件等では2週間から3週間に延長した。 ウ プロポーザル提出時、すべての団員の確定ができずプロポーザルが提出できないケースがあったことから、評価対象従事者数を原則最大3名としたうえで、それ以外の従事者は業務開始前までに確定すればよいこととした。 ・ 国内技術者の積極的な活用のため、プロポーザル評価時に国内経歴を考慮し、語学証明書の必備を撤廃した。 ・ プロポーザル作成時点で、業務主任者の配置期間を具体的に明示することができず、応募を断念するケースが多いため、業務主任者と副業務主任者がグループとして業務管理する制度を導入し、プロポーザル作成時に必要な要件を柔軟化した。 ・ 業務期間が重複する複数の案件への応募は不可としていたが、役務提供契約及び業務実施契約簡易型では、業務期間が重複しても2案件まで応募が可能とした。 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 85,960,936千円(87.3%)、競争性のない随意契約 12,469,087千円(12.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 3,361件(72.7%)、競争性のない随意契約 1,265件(27.3%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>

<p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務、事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使用についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、平成22年11月以降の契約に適用した。具体的には、JICAにおいて役員を経験した者が再就職している法人又はJICAにおいて部長相当職以上の職位を経験し、かつ受注者の取締役である者が存在する法人との契約にあっては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役職及びJICAにおける最終役職並びに直近の会計年度における受注者との取引高をHP上に公表することとした(22年度に実施済み)。</p> <p>○平成22年11月公示分から導入済み済みの情報公開制度について、23年3月31日現在のJICA役員在籍状況の確認結果に基づき、ホームページで公表済み。また、平成23年7月以降は、6月に行政改革推進室から示された統一指針及び見直し基本方針別表に基づいた制度を整備し、公表を行う。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○【財団法人日本国際協力センターの内部留保】財団法人日本国際協力センターは、研修監理業務等を受注することにより内部留保が形成されたという指摘も踏まえ、同業務等の受託事業に係る「実費弁償」にかかる申請を取り下げ(税制上の優遇措置を返上)、同申請により課税対象外とされた平成19年度以降の受託事業に係る法人税等として3.2億円を内部留保から国庫等に納付した(平成23年2月)。</p> <p>○各関連公益法人から、内部留保の額、内部留保が形成された経緯、内部留保の使用計画を踏まえた不要額の有無について聴取する(平成23年度)。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○政府での統一的な検討結果を踏まえ、共同調達等の導入可能性を検討するため、他機関へのヒアリングを行う。</p> <p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)の別表に基づき、「海外移住資料館の管理・運営業務」及び「国際協力人材センターに係る業務」に官民競争入札等を導入している(評価対象期間:平成21年度から23年度)。同案件とも平成21年度と平成22年度は、所定の評価指標を概ね達成するとともに、経費の削減を実現しており、平成23年度も同様の取り組みを継続する。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策を検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結果を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)において指摘されている「競争性・透明性の確保」について、平成23年度より以下の取組を進める。</p> <p>①一者応募・応募や実質的な競争性の確保について、第三者(契約監視委員会)において点検・審議を行い、制度改善に反映させる。</p> <p>②競争性のない随意契約について、これまでの契約監視委員会での点検・審議結果を整理し、ガイドラインを作成する。</p> <p>③コンサルタント等契約の企画競争について、外部審査員制度を導入するなど透明性の一層の向上を図る。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p> <p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p> <p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 勤務地限定・職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施中。現行中期計画の最終年度(平成23年度)までの目標(地域・学歴動向109.8)を平成22年度に達成済だが、引き続き、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ等により、地域・学歴動向の対国家公務員指数の引き下げに努める。</p> <p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省及び法人のHPに公表した。</p> <p>○ 法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p> <p>○ 監事監査、独立評価委員会において人件費総額の削減状況、対国家公務員指数の引下げにつきチェックが行われている。</p>
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> <p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 全体規模の縮減と業務運営効率化を図るべく広尾センター及び本部機能の一部の研究所への移転につき組織決定済。詳細検討中。</p> <p>○ 法定外福利費については、互助組織への拠出を廃止した。</p> <p>○ 給与振込経費は必要最小限に抑えている。</p> <p>○ 職員の諸手当については、国家公務員に無い手当は支給していない。</p> <p>○ 海外出張旅費は国家公務員に準拠している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費等については、事業実施段階において、事業(プロジェクト)計画に基づき所要額の見積りを行っており、必要な経費を積算段階から精査し、透明化、合理化を図っている。</p> <p>○ 平成23年度中に、予定価格積算の考え方と事例集を取りまとめ、予定価格の適正性の向上を図る。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査については、組織の内部統制及びコンプライアンスへの取組等を重点として監査を行っている。平成22年度においては、本部、国内機関、在外拠点、有償資金協力助定の資産を対象として内部監査を行い、重大な法令違反あるいは事務過誤、重大なリスクの見落としや内部統制上の欠陥はみられなかったと報告されている。</p>

<p>5. 自己収入の拡大</p>	<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 本法人は、検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等により自己収入を得る事業は実施していない。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 国際協力を行うNGO等に対して配慮しつつ、寄附の増加に努めている。</p>	
<p>○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ JICA研究所の研究成果については、政策研究の成果として無償で国内外に提供することを想定しており、基本的に出版等による収益を見込んでいないが、有償での出版、寄稿・講演等の機会があれば可能な範囲で実施している。</p>	
<p>6. 事業の審査、評価</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選挙・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 外務省に新たに設置される「開発協力適正会議」については、財界・経済界、学界・経済界、NGO等からの専門家から構成され（外務省及びJICAからも出席）、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得る。本会議の設置を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図る。</p> <p>○ JICA事業において外部有識者による第三者評価等の外部評価を行っている主な事例は次のとおり。課題別研修（課題別研修の新規・更新案件にかかるとの検証のため、課題別研修第三者検証委員会を平成19年度から設置済）、研究（研究課題等の選定に反映させる評価システムの確立を目指す）、第三者評価委員会を平成23年5月に設置済）、草の根技術協力（草の根技術協力支援型・草の根協力パートナー型）（提案団体から提出された事業提案について外部有識者等のコメントを踏まえ採否を決定）、事業評価（一定規模以上の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の事後評価は外部評価により実施。事業評価外部有識者委員会を平成22年7月に設置済）。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 平成22年9月から事業評価の情報をホームページ上で検索するためのデータベースを構築、公開しており、案件立案・形成に際して関係者が評価教訓・提言等を積極活用できるようデータベース上への情報蓄積と公開を行っている（平成22年度実施済）。また、平成22年10月に立ち上げた「ODA見える化サイト」において、事業評価を含む事業情報を公表し、説明責任の徹底を図っている。</p>	

当機構が実施すべきとされた事項に関する見直し状況

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 技術協力 (研修員受入れ)	海外研修員受入事業の根本的な見直し	23年度から実施	我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に及びることによって評価を向上させること、従前の事業実施による効果を検証し、新たな見直しを行うこと、国際協力機構が実施する研修員受入事業については、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づいた研修員受入を実施しないこと、研修員受入は修士の学位取得を目的とした長期的研修は実施しないこと、短期の日本語研修及び国内研修旅行の削減等により、研修期間を短縮する国際研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。	2a	研修員受入事業の効果の検証に関しては、外務省は、研修事業を推進者による平成23年度00A評価の対象とすることを決定し、23年7月に調査を開始した。本調査は、平成23年度中に報告書が提出される予定であり、同評価結果を踏まえて研修制度や運営方法の改善等について検討を行う計画。また、以下の取組内により、研修員受入事業に係る予算を22年度約148億円から23年度約129億円に削減した。 ・研修コースのプログラム化に関しては、JICA関係部署による分野別検討会を開催し、協力プログラムに基づく研修コースの改善及び更新案を23年7月に決定した。その結果、23年度に更新案を踏まえた113件の研修のうち84件の研修に関してはプログラム化の承認を完了し、29件の研修については廃止することとした。26年度までは全ての研修コースの改善が完了する予定。 ・長期研修に関しては、学位の取得を主目的とした長期研修については平成23年度から実施しないことを決定（22年度に実施済）した。また、既に来日中の当該研修員についても、25年度までは全ての研修が終了する予定。 ・国内研修旅行に関しては、広島や京都などの世界遺産などの世界遺産の増設による研修成果に直結しない文化地景的な研修旅行は、平成23年度から研修プログラムの中で実施しないことを決定（22年度に実施済）。また、着し道方の地域で研修を行う場合については、研修目的に照らして必要不可欠なものに限定するための仕組みを導入する。 ・短期の日本語研修に関しては、日中から夜間の実施に転換することにより、研修期間を短縮することを決定（導入時期は平成24年1月を予定）。 ・平成24年度以降の個別研修の取組に対し、中道関係者として、先方政府と研修費用の負担について協議し、可能な範囲で有償（コストシェアリング）により実施する。
02 技術協力 (技術協力プロジェクト)	研修員手当のうち現金支給されている生活費の廃止を含めた見直し	23年度から実施	研修員手当のうち現金支給以外の名目（交通費、通信費等）で支給している生活費（1,500円/日）については、廃止を含めた見直しを行う。	1a	・研修員手当（日給）については、研修期間中の生活に必要最低限の支給として、1,500円から900円に減額し、900円の積算内訳は、材料費、衛生用品の購入費400円、洗濯費205円、通信費160円、交通費270円、平成23年度に未日付の研修員から適用（22年度に実施済）。この結果、23年度に支出した生活費総額は約5,400万円に削減できると見込み。
03 技術協力 (開発計画調査型)	一般競争入札の実施	23年度から実施	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、開発計画調査型技術協力の提出等の手続きについて廃止を含めて取組むことにも、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。	2a	・現構内にタスクチームを設置し、一般競争入札（総合評価落札方式）導入のための検討を開始。現状分析、検討課題の抽出（22年度に実施済）。 ・23年度上期には、外部有識者グループの助言を得て制度設計を行う予定。その結果を踏まえ、下期に内部規定等を整備し、23年度内に試行導入を行う予定。 ・開示表明書の提出については平成23年7月1日公表分より廃止済。
04 有償資金協力	一般競争入札の実施	23年度から実施	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、開示表明書の提出等の手続きについて廃止を含めて見直すことにも、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。	2a	【適正な案件形成】 ・新たに設置される「開発計画調査型技術協力」については、財界・経済界、学界、言論界、NPO等からの専門家により構成され（外務省及びJICAからも出席）、協力地調査開始前の個別事業を対象に過去の取組が活かされているか等の助言を得る。本会議を通じて、案件形成段階で第三者の助言を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図る。 ・なお、同会議は震災復興関係者の調整に時間を要したが、今年中に第1回会議を開催予定。また、本年1月に外務省が発出した「戦略的・効果的な運動の展開に向けて」の中のPOCAサイクルの強化の一環として、JICAにおいて実施済の案件から得られた取組等の取組状況を従来以上に丁寧に確認し、成長指標を定量化可能な取組を実施。
05 無償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	22年度中に実施	新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。	2b 一併措置済	【事後評価の質の向上】 ・事後評価については、国際的に採用されている00A評価の項目（例えば、プロジェクトの目標が達成され受益者や対象社会に多大な利益をもたらしているか（有効性）、プロジェクトの効果も持続しているか（持続性）等）に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの活動形態で共通の制度を構築し、評価の内容や質にばらつきがないよう、一貫した考え方や評価の実施に努めている。さらに、事後評価の制度により評価の信頼性・検証することによって、特に有益な取組やモデルとなる事例などを抽出することができると見込まれる。同チームを含む案件については、回次ごとに深く掘り下げた分析を行うこととし（例えば、真困難に対する事業効果、複数の活動形態を活用した協力の効果等）、平成22年度着手分（23年度公表）より開始した（22年度に実施済）。これにより、類似案件の形成やさらなる事業効果発現により重点をあげ、事後評価の質の向上に期待している。平成23年度においても同方法を継続して実施する。

	<p>外部有識者5名およびオブザーバーとして関係者庁(外務省、経済省、文科省、厚労省)を含めた「JICAボランティア事業実施のあり方検討委員会」を設け、JICAボランティア事業の実施の方向性を検討するために委員を5回開催した。また同委員会に16名を委員とした。JICAボランティア事業の推進の方向性を検討するために委員を5回開催した。また同委員会に16名を委員とした。JICAボランティア事業の推進の方向性を検討するために委員を5回開催した。また同委員会に16名を委員とした。</p>	<p>外部有識者5名およびオブザーバーとして関係者庁(外務省、経済省、文科省、厚労省)を含めた「JICAボランティア事業実施のあり方検討委員会」を設け、JICAボランティア事業の実施の方向性を検討するために委員を5回開催した。また同委員会に16名を委員とした。JICAボランティア事業の推進の方向性を検討するために委員を5回開催した。また同委員会に16名を委員とした。</p>	<p>外部有識者5名およびオブザーバーとして関係者庁(外務省、経済省、文科省、厚労省)を含めた「JICAボランティア事業実施のあり方検討委員会」を設け、JICAボランティア事業の実施の方向性を検討するために委員を5回開催した。また同委員会に16名を委員とした。JICAボランティア事業の推進の方向性を検討するために委員を5回開催した。また同委員会に16名を委員とした。</p>	<p>外部有識者5名およびオブザーバーとして関係者庁(外務省、経済省、文科省、厚労省)を含めた「JICAボランティア事業実施のあり方検討委員会」を設け、JICAボランティア事業の実施の方向性を検討するために委員を5回開催した。また同委員会に16名を委員とした。JICAボランティア事業の推進の方向性を検討するために委員を5回開催した。また同委員会に16名を委員とした。</p>
2a	<p>青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下に示す事項に取り組むとともに、相手国の派遣申請との不整合を解消するた下、派遣効果、隊員の活動参加等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。</p> <p>・資格、専門的知識、能力又は実務経験が不要な案件の募集を行わない。</p> <p>・経済、社会の発展に資する効果が小さいと見込まれる文化芸術的な案件の募集を原則として行わない。</p> <p>・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。</p>	<p>青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下に示す事項に取り組むとともに、相手国の派遣申請との不整合を解消するた下、派遣効果、隊員の活動参加等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。</p> <p>・資格、専門的知識、能力又は実務経験が不要な案件の募集を行わない。</p> <p>・経済、社会の発展に資する効果が小さいと見込まれる文化芸術的な案件の募集を原則として行わない。</p> <p>・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。</p>	<p>青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下に示す事項に取り組むとともに、相手国の派遣申請との不整合を解消するた下、派遣効果、隊員の活動参加等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。</p> <p>・資格、専門的知識、能力又は実務経験が不要な案件の募集を行わない。</p> <p>・経済、社会の発展に資する効果が小さいと見込まれる文化芸術的な案件の募集を原則として行わない。</p> <p>・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。</p>	<p>青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下に示す事項に取り組むとともに、相手国の派遣申請との不整合を解消するた下、派遣効果、隊員の活動参加等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。</p> <p>・資格、専門的知識、能力又は実務経験が不要な案件の募集を行わない。</p> <p>・経済、社会の発展に資する効果が小さいと見込まれる文化芸術的な案件の募集を原則として行わない。</p> <p>・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。</p>
2a	<p>青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な削減</p>	<p>青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な削減</p>	<p>青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な削減</p>	<p>青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な削減</p>
1a	<p>国内積立金の技術的な見直し</p>	<p>国内積立金の技術的な見直し</p>	<p>国内積立金の技術的な見直し</p>	<p>国内積立金の技術的な見直し</p>
2a	<p>車の根拠技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善、生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。</p>	<p>車の根拠技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善、生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。</p>	<p>車の根拠技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善、生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。</p>	<p>車の根拠技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善、生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。</p>
2a	<p>日系人への日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結果を得る。</p>	<p>日系人への日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結果を得る。</p>	<p>日系人への日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結果を得る。</p>	<p>日系人への日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結果を得る。</p>
1a	<p>海外移住者への支援を目的に実施してきた通達普及事業を廃止する。</p>	<p>海外移住者への支援を目的に実施してきた通達普及事業を廃止する。</p>	<p>海外移住者への支援を目的に実施してきた通達普及事業を廃止する。</p>	<p>海外移住者への支援を目的に実施してきた通達普及事業を廃止する。</p>
3	<p>日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。</p>	<p>日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。</p>	<p>日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。</p>	<p>日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。</p>
1a	<p>国際緊急援助隊派遣の派遣については、引き続き、隊員の訓練、研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急活動が可能になるよう努める。</p>	<p>国際緊急援助隊派遣の派遣については、引き続き、隊員の訓練、研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急活動が可能になるよう努める。</p>	<p>国際緊急援助隊派遣の派遣については、引き続き、隊員の訓練、研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急活動が可能になるよう努める。</p>	<p>国際緊急援助隊派遣の派遣については、引き続き、隊員の訓練、研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急活動が可能になるよう努める。</p>
2a	<p>海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、国際緊急援助隊派遣の派遣の制限、専門的知識の不足、研修受入れに正当な理由なく本法人の事業への参加を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。</p>	<p>海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、国際緊急援助隊派遣の派遣の制限、専門的知識の不足、研修受入れに正当な理由なく本法人の事業への参加を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。</p>	<p>海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、国際緊急援助隊派遣の派遣の制限、専門的知識の不足、研修受入れに正当な理由なく本法人の事業への参加を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。</p>	<p>海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、国際緊急援助隊派遣の派遣の制限、専門的知識の不足、研修受入れに正当な理由なく本法人の事業への参加を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。</p>
2a	<p>機関員の業務を代替する研修を廃止する。</p>	<p>機関員の業務を代替する研修を廃止する。</p>	<p>機関員の業務を代替する研修を廃止する。</p>	<p>機関員の業務を代替する研修を廃止する。</p>

22	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構）において管理又は監督の地位にある職を継承した者が再就職している法人又はJICAにおいて部長相当以上の職位を継承し、かつ受注者の取引先である関係との取引先の関係がある法人との契約にあっては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役員及びJICAにおける専任役員並びに直轄の委託年度における受注者と受注者との取引額を明記した公表することとした（22年度に英語版）	2a	「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、平成22年11月以降の契約に適用した。具体的には、JICAにおいて役員を継承した者が再就職している法人又はJICAにおいて部長相当以上の職位を継承し、かつ受注者の取引先である関係との取引先の関係がある法人との契約にあっては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役員及びJICAにおける専任役員並びに直轄の委託年度における受注者と受注者との取引額を明記した公表することとした（22年度に英語版）	・平成22年11月分公示から導入済みの情報公開制度について、23年3月31日現在のJICA役員在籍状況の確認結果に基づき、ホームページで公表済。また、平成23年7月以降は、6月に行政改革推進室から示された統一的原則に基づいた制度を整備し、公表を行う。
23	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構）において管理又は監督の地位にある職を継承した者が再就職している法人又はJICAにおいて部長相当以上の職位を継承し、かつ受注者の取引先である関係との取引先の関係がある法人との契約にあっては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役員及びJICAにおける専任役員並びに直轄の委託年度における受注者と受注者との取引額を明記した公表することとした（22年度に英語版）	2a	「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、平成22年11月以降の契約に適用した。具体的には、JICAにおいて役員を継承した者が再就職している法人又はJICAにおいて部長相当以上の職位を継承し、かつ受注者の取引先である関係との取引先の関係がある法人との契約にあっては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役員及びJICAにおける専任役員並びに直轄の委託年度における受注者と受注者との取引額を明記した公表することとした（22年度に英語版）	・平成22年11月分公示から導入済みの情報公開制度について、23年3月31日現在のJICA役員在籍状況の確認結果に基づき、ホームページで公表済。また、平成23年7月以降は、6月に行政改革推進室から示された統一的原則に基づいた制度を整備し、公表を行う。
24	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	2a	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	・平成22年度にJICAボランティア事業支援業務の①募集支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一括競争入札に移行した（22年度に英語版）
25	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	2a	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	・平成22年度にJICAボランティア事業支援業務の①募集支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一括競争入札に移行した（22年度に英語版）
26	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	2a	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	・平成22年度にJICAボランティア事業支援業務の①募集支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一括競争入札に移行した（22年度に英語版）
27	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	2a	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	・平成22年度にJICAボランティア事業支援業務の①募集支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一括競争入札に移行した（22年度に英語版）
28	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	2a	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	・平成22年度にJICAボランティア事業支援業務の①募集支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一括競争入札に移行した（22年度に英語版）
29	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	2b	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	・平成22年度にJICAボランティア事業支援業務の①募集支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一括競争入札に移行した（22年度に英語版）
30	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	2a	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	・平成22年度にJICAボランティア事業支援業務の①募集支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一括競争入札に移行した（22年度に英語版）
31	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	2a	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	・平成22年度にJICAボランティア事業支援業務の①募集支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一括競争入札に移行した（22年度に英語版）
32	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	2a	関係法人の利益衝突等のうち、重要なものについて、国庫納付等	・平成22年度にJICAボランティア事業支援業務の①募集支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一括競争入札に移行した（22年度に英語版）

当機構が実施すべきとされた事項に関する見直し状況の表の見方について

<表の見方>

○「事務・事業」、「講ずべき措置」、「実施時期」、「具体的内容」の欄は、基本方針の別表（当機構が実施すべきとされた事項）の当該欄の記述を転記したものです。

○「措置状況」の欄は、平成23年9月1日時点での実施状況について、以下の区分により整理しています。

1a・・・実施期限までに実施済み

1b・・・実施期限よりも遅れたが、平成23年9月1日時点では実施済み

2a・・・実施中

2b・・・実施期限よりも遅れており、未だ実施中

3・・・その他（実施時期が未到来）

※ 実施中の項目の中で、「一部措置済」と付されているものは、当該項目に含まれる取組のうち一部が終了していることを示しています。

○「措置内容・理由等」の欄は、平成23年9月1日時点での実施状況について、具体的内容を記載しています。

(3) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社日本政策金融公庫が承継した旧国際協力銀行債券の残高は以下のとおりです。(平成 23 年 9 月 30 日時点)

なお、平成 23 年 4 月 28 日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています(株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行が同公庫から分離して株式会社国際協力銀行となるのは平成 24 年 4 月 1 日の予定)。

財投機関債	850,000,000,000 円
政府保証外債 (ユーロドル債)	2,400,000,000.00 ドル
(グローバシルドル債)	2,500,000,000.00 ドル
(ユーロユーロ債)	1,250,000,000.00 ユーロ